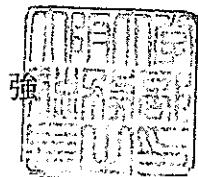




平成29年10月 3日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 岡本 真理 殿

国立大学法人大阪大学
総務部長 下敷領



9月27日付け要望書に対する回答

標記文書による要望について、以下のとおり回答いたします。

「年俸制教職員給与規程」又は「任期付年俸制教職員給与規程」（以下、両規程を合わせて「年俸制教職員給与規程」といい、両規程に定める給与制度を「年俸制」という。）が適用される教員から、「教職員給与規程」又は「任期付教職員給与規程」が適用される教員（以下「月給制教員」という。）への移行の可否等については、本年6月19日付け回答文書及び7月5日開催の団体交渉でもご説明したとおり、これまでの実績等を踏まえての十分な検証を行った上で判断することとしております。

現在、鋭意検討を進めているところですが、大学としての方向性が明確になつた際には、速やかに周知することを予定しております。

なお、本学においては、職務給を原則とした年俸制を適用し、その年俸額は「基本年俸」と「業績変動賞与」の2区分で構成しております。このうち「基本年俸」については、月給制教員の給与との均衡等を総合的に勘案して適用者ごとに設定し、他方、「業績変動賞与」については、適用者の業績等を反映して増減することができる制度となっております。

また、「年俸制教職員給与規程」第11条第2項において「号数及び基本年俸の額」は、「評価結果に基づき、これを変更することがある」と規定しているとおり、年俸制にはそもそも昇給という概念はなく、評価結果に基づいた相応の基本年俸額（号数）への変更という位置づけとなります。年俸制における各号数間の差額は、月給制におけるそれと比較して大きくなるよう制度設計しておりますので、この点をお含み置き願います。

以上、ご理解をたまわりますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。